

平成22年 3月31日現在

研究種目：基礎研究（C）  
 研究期間：2006～2009  
 課題番号：18530029  
 研究課題名（和文）法と経済学によるタックス・エンジニアリングと社会保障：所得税法の近代化と立法学  
 研究課題名（英文）Tax engineering and social security using law and economics approach：modernization of personal income tax law and legislative science

## 研究代表者

木村 弘之亮 (KIMURA KONOSUKE)  
 日本大学・大学院総合科学研究科・教授  
 研究者番号：60051885

研究成果の概要（和文）：所得税法上の基礎控除、配偶者控除、扶養控除などを全廃し、これにより課税ベースを拡大する。一律税率33.3%を所得控除のない課税ベース（総所得金額）に乗じて、税額を算出する。この方式によって、所得税の歳入は、著しく増大する。つぎに、生活保護法を全廃し、これに代えて、租税クレジットからなる所得支援給付法を創設する。

租税クレジットは、貧困線を基準とする所得支援基準給付額に、稼得所得金額を斟酌した所得移転消去率を乗じて算出する所得支援給付額として、受給権者に給付する。

受給権者は全国民ではなく、(1) 所得支援を必要とする者、(2) 貧困な児童、及び(3) 就労を促そうとする者である。

## 研究成果の概要（英文）：

Income tax act and tax credits act shall be integrated.

Tobin and co-author developed a better model of negative income.

Income - supplement oriented tax credits contain of four types of tax credits, i, e, standard tax credit, suppose tax credits, child tax credit and working tax credit.

Income break point = poverty line x (1/ a flat tax rate)

A withdrawing rate of tax credits = own income / income break point.

Tax break point = \$ 0

All kind of personal tax allowance and any zero rate bracket shall be abolished.

Four kind of tax credits should be subject not to taxation.

All people may consume the minimum existence income (including tax credits) after taxation.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	600,000	180,000	780,000

2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,700,000	570,000	3,270,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：社会・安全システム科学

キーワード：立法学、法と経済学、所得税法、社会保障、貨幣の時間価値

#### 1. 研究開始当初の背景

配偶者控除の是非が問われていた時代背景において、法と経済学の観点から、人的所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の廃止、課税ベースの拡張、生活保護法への批判を具体的に構想して、本研究に取り組んだ。

#### 2. 研究の目的

法的正義の観点から、所得の再分配を実現するため、税制を用いた社会保障を構築することにある。

#### 3. 研究の方法

(1) 負の所得税についての学説史を明らかにし、その思想とアイデアを応用した。

(2) ドイツでの所得税法案と判例及びイギリスでの Tax Credits Act 2002 を調査分析した後、日本における諸問題を解決しうる所得支援給付法案を提言する。

(3) その際、経済学、財政学の成果を改善して、所得税収及び組成支出の金額を推計する。

(4) したがって、本所得支援給付法（案）は財政の裏づけのある提言とである。

(5) 本案は、導入期とその完成期の2段階からなる。

#### 4. 研究成果

(1) 研究成果は、受給各年度ごとにすう本の論文を公表し、学会でも報告するなどした。それらの成果は、単行書として、2010年6月信山社から出版を予定する。

(2) 法的正義の観点から、所得の再分配を実現するため、税制を用いた社会保障を構築できた。

(3) 負の所得税についての学説史を明らかにし、その思想とアイデアを応用した。

(4) ドイツでの所得税法案と判例及びイギ

リスでの Tax Credits Act 2002 を調査分析した後、日本における諸問題を解決しうる所得支援給付法案を提言した。

(5) 所得支援給付法は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を全廃して、基礎租税クレジット、配偶者租税クレジット、児童租税クレジット、就労租税クレジットを4つの柱として構成する。所得移転消去率、所得支援給付分岐点、租税クレジット、貧困線、所得支援基準給付額といった道具概念がそこでは用いられている。いずれの道具概念も、負の所得税理論から見だし又は抽出したものである。

所得移転消去率

$$= \text{個人所得金額} / \text{所得支援分岐点}$$

所得支援分岐点

$$= \text{所得保障基準額} \times (1 / \text{一律税率})$$

所得保障基準額

$$\doteq \text{貧困線}$$

(6) 本所得支援法案は、ひとびとが自立して生活できるようにすることを目指している。自立して生活できている者には政府から所得を補足しないこととし、他方、無・低所得者には必要に即応して所得を補足するシステムを構築している。

(7) 現在の所得税法が定めている所得控除のルールは全廃する。超過累進税率構造の下では、いずれの所得控除も正当化しうる論拠に乏しいからである。

(8) 所得税歳入の推計は、限界税率ではなく、平均税率を用いて算出した。多くの経済学者や財政学者はいまだに限界税率を用いて税収を算出しているが、限界税率でもって個人の納付税額のみならず所得税収を算出できない。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

- ①木村弘之亮、所得税引き後の所得金額が最低生活必要額を保障すればよいとする、最低生活費残余説(一)、自治研究、査読有、86 巻 1 号、2010、pp. 31-57
- ②木村弘之亮、所得税引き後の所得金額が最低生活必要額を保障すればよいとする、最低生活費残余説(二・完)、自治研究、査読有、86 巻 2 号、2010、pp. 16-35
- ③木村弘之亮、基礎控除等に代わる租税クレジットの創設 — 生存権保障の充実、税経通信、査読有、65 巻 2 号、2010、pp. 40-49
- ④木村弘之亮、所得税法における包括的所得説と発生主義の接点 — 包括所得説は実現主義を排斥するか、税法学、査読有、562 号、2009、pp. 33-45
- ⑤木村弘之亮、政府からの移転所得に対する課税モデル — 税率適用の留保ルールと所得移転消去率ルール、自治研究、査読有、85 巻 9 号、2009、pp. 45-63
- ⑥木村弘之亮、社会保障制度と租税法 — 憲法 94 条からみた社会保障と租税の統合、租税研究、査読有、711 号、2009、pp. 111-130
- ⑦木村弘之亮、英国の所得税法における家族課税と租税債権給付：児童貧困の撲滅と働きがいのある社会支援給付を旨として、税法学、査読有、560 号、2008、pp. 37-88
- ⑧木村弘之亮、イギリス議会における省令承認手続き — 社会保険料率を中心として、自治研究、査読有、84 巻 11 号、2008、pp. 3-24 頁
- ⑨木村弘之亮、一等賞のドイツ税制改革案：所得税と社会保障の統合、法人税の全廃、税経通信、査読有、60 巻 13 号、2005、pp. 17-29 頁
- ⑩木村弘之亮、所得保障モデルを統合した所

得税法案：Mitschke 所得税・所得支援交付金統合法案の位置づけ、税法学、査読有、555 号、2006、pp. 21-60 頁

[学会発表] (計 9 件)

- ① 木村弘之亮、英国の 2002 年租税クレジット法について — 給付つき税額控除の誤解を解く、日本税法学会 関東支部例会、2010/04/09、専修大学
- ②木村弘之亮、社会保障法と租税法の交流、日本台湾法律家協会研究総会、2009/07/28、日本大学
- ③木村弘之亮、社会保障と税法、日本税法学会 関東支部例会、2009/04/10、専修大学
- ④木村弘之亮、政府からの移転所得に対する課税：累進税率適用の留保ルール、租税法務学会、2009/05/09、専修大学
- ⑤木村弘之亮、日本所得税法における社会保障：年金法上の標準報酬制度の問題点、日本税法学会 関東支部例会、2008/10/12、専修大学
- ⑥木村弘之亮、社会保障制度と租税法：憲法 84 条からみた社会保障と租税の統合、(財)日本租税研究協会、2008/10/03、専修大学
- ⑦木村弘之亮、社会保険料は第 2 の税金か — 国民健康保険料(税)に係る最高裁判決を題材にして、租税法務学会、2008/04/12、専修大学
- ⑧木村弘之亮、社会保障と所得税の統合 — 国民年金法、厚生年金保険法、各種共済組合法を中心に、日本税法学会 関東支部例会、2008/04/11、専修大学
- ⑨木村弘之亮、(研究紹介) 1 等賞のドイツ税制改革案：所得税と社会保障の統合ならびに法人税の全廃、日本税法学会 関東支部、2006/02/10、専修大学

[図書] (計 3 件)

- ① 木村弘之亮、信山社、生活保護法と所得税法の統合モデル：生活保護法は法の支配下か所収：石島弘・木村弘之亮・玉國文敏・山下清兵衛(編)『山田二郎先生喜寿記念納税者保護と法の支配』、2007、pp. 431-495 頁
- ②木村弘之亮、信山社、所得支援給付法 — 租税クレジットの立法学、2010、300 頁
- ③ Kimura, Konosuke, Kluwer Law International, Tax Credits Act proposed by Prof. Dr. Kimura: a contribution to BOOK IN HONOR OF ANDREA AMATUCCI, 査読有、2010、pp. unknown

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 弘之亮 (KIMURA KONOSUKE)

日本大学・大学院総合科学研究科 教授

研究者番号：60051885

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし